

(別紙4)

学習・教育到達目標整備・点検委員会内規

(設置)

第1条 九州大学農学部生物資源生産科学コース生物生産環境工学分野の九州大学農業土木プログラムに、学習・教育到達目標整備・点検委員会を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、学習・教育到達目標の整備・点検、ならびに同目標に基づき教育プログラムが適正に実行されているかを点検・総括する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長1名と委員若干名をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として1年とし再任を妨げない。

(規則の改正)

第5条 この規則の改正は、「分野を考える会」の議を経なければならない。

付 則

この規則は平成17年6月30日より施行する。

この規則は平成19年2月20日から改正施行する。

この規則は平成19年4月1日から改正施行する。

この規則は平成23年4月1日から改正施行する。